

# 教育委員会議事録

令和4年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和4年3月定例会)

- 1 日 付 令和4年3月4日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 酒井 道子  
教育委員 濱田 望 教育委員 武井 哲也
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之  
教育部専任参事 萩原 明美 教育部参事兼教育総務課長 中込 紀美子  
就学支援課長兼指導主事 小林 丈記 教育部参事兼教育支援課長兼指導主事 坂野 千幸  
教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔 学び支援課長 山田 敦司  
就学支援課主幹兼指導主事 町田 誠祐
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第4号 海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について
- 日程第2 議案第6号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第3 議案第7号 第四次海老名市子ども読書活動推進計画の策定について
- 日程第4 議案第8号 令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第5 議案第9号 県費負担教職員の人事異動について
- 日程第6 議案第10号 市費負担加配教員の配置について
- 8 閉会時刻 午後4時48分

○伊藤教育長 本日の出席委員は、平井委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第 19 条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。それでは、傍聴者を入室させてください。

今会の署名委員は、酒井委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。

2月9日(水)は、教育委員会2月定例会でございました。その日に2月教頭会議がありました。思い起こすと、その日は雪に関する情報連絡会で、次の日、また、週末に雪の対応をしたところでございます。週部会がございました。

10日(木)は、雪に対応して小中学校給食・昼食後一斉下校ということで、子どもたちは午前中だけ登校して、お昼を食べたら下校させるという措置を行いました。そこでは、教育部職員通学路立哨、もちろん各学校でも下校指導ということで、教職員が通学路に立つような状況がありました。市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議がございました。特色ある学校づくり推進委員会(書面開催)を行いました。

11日(金)は、教職員・学校関係者3回目ワクチン接種を実施したところでございます。

12日(土)は、雪に関する情報連絡会がございました。

13日(日)は、教職員・学校関係者3回目ワクチン接種がございました。

14日(月)は、雪の心配もあったのですが、小中学校通常登校ということで進めることができました。雪に関する情報連絡会がございました。中央・有馬図書館巡視、雪の対応で休館となりましたので、様子を見るために巡視したところでございます。教職員行政等異動内示でございます。これは割愛とあって、教職員の中で行政等に異動する先生が所属する学校の校長を呼んで、何々先生をこういう場所に異動させて下さいと私がお願いしたところでございます。

15日(火)は、社会教育委員会(書面開催)がございました。海老名青年会議所新役員あいさつに見えました。最高経営会議があって、週部会を行いました。

16日(水)は、教育支援センター運営協議会(書面開催)、教育支援委員会がありまし

た。それから、委員の皆様は、教育委員会2月臨時会ということで来ていただきました。教育支援委員会というのは、前は就学支援委員会と言ったのですが、特性があるというか、支援の必要な子どもたち、特別支援学級に入る子どもたち、または県の支援学校に措置する子どもたちなど、その子に合わせたどのようなニーズがあって、どのような就学に関わる措置をすることが良いか、医師を含めて、学校関係者、専門家等で話し合いをする場がございます。ですので、この子は特別支援学校に行ったほうが良いのではないかとか、この子は通常の学校で勉強しても大丈夫ではないか、この子は特別支援学級が良いのではないかと、ということを決める場がございます。

次のページに行きまして、17日（木）は、今泉小学校増築校舎視察でございます。部活動推進協議会が行われました。

18日（金）は、中学校給食試行配食視察（海西中学校）として、3年生が小学校の給食を食べました。状況としては、子どもたちは問題なく配膳等はできるのだろうなと思っています。中学校1年生で試行したときも、その子たちが小学校6年生まで給食を食べてきたので、全然問題なかったのですが、中学校3年生の子たちも慣れれば何の問題もなくやれるのではないかなと思いました。同じ日に、臨時校長会議があったところがございます。

21日（月）は、初任者終了時研修（オンライン）を行いました。

22日（火）は、平塚信用金庫図書寄贈式がございました。それから、市長定例記者会見、MOA美術館海老名市児童絵画作品展実行委員会（書面会議）でした。また、週部会がございました。

24日（木）は、市教委・学校長との連絡会を行いました。外国語教育担当者会議（オンライン）を行いました。

25日（金）は、海老名市議会第1回定例会本会議（開会）でございます。市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議、今泉小学校増築校舎視察、授業改善実践推進委員会（書面開催）を行いました。

28日（月）は、教育課題研究会を行って、この日に教育委員今泉小学校増築校舎視察ということで、皆さんに見ていただいたところがございます。代表質疑割り振り・部内調整をしました。

3月に入りまして、1日（火）は、朝のあいさつ運動（杉久保小学校）に行きました。代表質疑市長ヒアリングがございました。今泉小学校増築校舎理事者・市議会議員等内覧

会を行ったところでございます。

2日（水）は、3月校長会議、週部会を行いました。

3日（木）は、市議会第1回定例会本会議（代表質疑）が行われて、その日に一般質問割り振り・部内調整を行いました。

4日（金）の今日は、教育委員会3月定例会、午前中に一般質問部内ヒアリングを行ったところでございます。

主な事業報告は以上でございますが、何かありましたらお願いいたします。

○酒井委員 新型コロナウイルスの感染状況についてですが、先月と今月と比べて何か変わりがございますか。

○伊藤教育長 今月に入って、やはり学校の感染状況は落ち着いてきました。今、中新田小学校の1学年で学級閉鎖となっていますが、その他、学級閉鎖等はありません。2月はかなりの数の学級閉鎖、学年閉鎖等を行っていたところでございます。今週の水曜日、木曜日は10人に満たない程度の新規感染者数で、それまでは、30人、40人というときもありましたので、ここに来て大分落ち着いてきました。感染した子どもたちの状況を見ると、学校内というよりも、家庭に起因する新規感染という報告が多い状況で、今は落ち着いています。

○酒井委員 分かりました。ありがとうございます。

○武井委員 2月10日の特色ある学校づくり推進委員会（書面開催）ですが、前回の定例会で議論して、もう少し特色ある学校づくりをしてほしいというのが私たちの意見でしたので、次は書面開催プラス、オンラインでも議論してほしいなと思いました。

○伊藤教育長 ご意見ということで承りました。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、私から、「令和3年度から令和4年度へ」ということで、今後、卒業式があつて、入学式を迎えます。令和3年度から令和4年度になるのですが、その間に子どもたちは1つステージが上がるというか、例えば校種が変わって、小学校から中学校、または保育園、幼稚園から小学校とか、高校進学、さらに様々な進路に向かいます。そのステップアップを本当に私としては大事にしたいなと思っていて、そういうステージが変わるためには、1年間の中にある1時間、1時間の授業とか、様々な行事のステップをきちんと踏んでおかないと、気持ちが整わない部分があると思うのです。だから、修

学旅行等の特例措置もそうなのですが、なぜ私がそこまでこだわるかというと、子どもたちには1年間で経験すべきステップをしっかりと踏ませたいのです。だから、運動会や体育祭も実施して、そういうステップを踏むことによって次のステージに向かえるというか、そういう気持ちを整えてもらいたいのですよ。日々の教育活動を行うことは本当に大事なことで、そのように感じているところでございます。震災のときの東北の子どもたちは、卒業式の準備をしたままの教室が、震災の中、どうにもならなくなって、卒業式もできない中で次のステージに向かったような状況がありますが、できれば大人の責任として、どんな災害があろうが、今回のようなことがあろうが、何とか子どもたちがそういうステップを踏んで、次のステージに向かえるようにすることが我々の使命なのだろうと思います。

そういう意味で、教育委員会として力を尽くしたいと考えていますので、改めて教育委員の皆さんにはまた、令和3年度、あるいは4年度に向けてよろしくお願いします。

**濱田委員** 今、テレビはどこをつけてもウクライナの話なのですが、子どもたちもあの悲惨さを、テレビを見ると目の当たりにすると思うのですよ。中学生ぐらいになると、SNSでいろいろな情報が流れていますから、平和の大切さみたいなものをどこかでしっかり学んでもらいたい。やはり我々はそういう平和の中で皆さんに良い教育をしていただきたいなと思っています。それをどこかで言いたいなと思っていたのですが、行政と、政治はまた違うから、教育委員会では難しいのかもしれませんが。

**○伊藤教育長** そんなこともないと思いますよ。例えば、今、「えびなの教育」では皆さんからコメントを載せてもらっていますから、その中で触れていただくのも良いかもしれません。

**○濱田委員** 子どもたち、映像だけでは自分のものとして理解できないかもしれないのですが、ウクライナはあれだけいろいろな被害を被っています。白黒でなく、カラーで、現実にああいう映像を見てしまっていると、心のどこかに傷が残ってしまうのかなと思うので、その傷だけではなくて、こういうわけだから平和が大切なのだよ、ということを伝えていかなければいけないのかなと思うのです。

**○伊藤教育長** 分かりました。他にはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

**○伊藤教育長** それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第4号、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをお開きください。報告第4号、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告の理由ですが、小中学校が実施する修学旅行等のキャンセル料につきまして、保護者負担を軽減することを目的として、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱を制定したためでございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。概要ですが、修学旅行等におきまして、災害等の影響により、修学旅行等を中止、延期及び不参加とした場合に発生したキャンセル料について、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、補助金交付要綱を制定したものでございます。

交付対象者ですが、修学旅行等に参加申込みをしたが、災害等の影響により中止、延期及び不参加となった児童生徒の保護者でございます。この中止、延期に関しましては、学校または教育委員会で決定するものですが、災害等、また、新型コロナウイルスの感染等を懸念して不参加とした児童生徒の保護者に対しましてもキャンセル料を交付するという内容となっています。

交付金額でございます。まず、(1)小学校5年生の児童1人当たり14,000円でございますが、タイトルの修学旅行等というところからご説明申し上げますと、修学旅行等の「等」には野外教育活動が含まれていて、修学旅行等というのは修学旅行と野外教育活動というふうにご理解いただければと思います。3の交付金額の(1)小学校5年生の児童1人当たり14,000円については、野外教育活動でのキャンセル料の上限金額を定めたものでございます。(2)小学校6年生の児童1人当たり10,000円につきましては、小学校の修学旅行のキャンセル料の上限を定めたもの、同様に(3)については中学校の修学旅行のキャンセル料の上限を定めたものでございます。

予算措置でございますが、こちらに記載の予算科目で執行を予定しております。

6の施行日でございます。こちらの要綱については令和4年2月17日から施行いたしまして、令和3年11月1日に遡って適用いたします。

7の経過でございますが、2月の政策会議、最高経営会議で決定いたしまして、2月17日に要綱を施行しております。これを受けまして、本日、定例教育委員会でご報告申し上げます。

資料をおめぐりいただきまして、5ページからが海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱となっておりますので、主なところをピックアップしてご説明申し上げます。まず、1の第1条の趣旨は、先ほど申し上げましたとおり、小中学校が実施する修学旅行等を、災害等—この災害等の「等」にはコロナの感染等によって中止、延期等も含まれております—により中止、延期及び不参加とした場合に発生するキャンセル料に対し、補助金を交付することにより児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るとというのが趣旨でございます。

次の第2条で用語の定義をいたしております。第1号といたしまして、修学旅行等につきましては「修学旅行及び野外教育活動をいう。」というものでございます。(2)の不参加については、新型コロナウイルス感染症の感染不安も含めまして「災害等に配慮するため」、修学旅行等は実施するのですが、「保護者が児童生徒を修学旅行等に参加させないこと」を不参加と定義いたしております。(3)のキャンセル料については「修学旅行等を中止、延期及び不参加としたことに伴い発生する、旅行業者へ支払う違約金、交通費・宿泊費等の追加料金、及びその他市長が必要と認める経費」と規定しております。

第3条では、交付対象者といたしまして児童生徒の保護者しております。

資料6ページをご覧ください。6ページの第5条で、先ほど申し上げました補助金の上限額を定めております。

第6条から第10条までにつきましては通常の補助金の交付要綱で規定しているような内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

6ページの下から4行目から附則がございます。附則の中で施行期日といたしまして「この要綱は、令和4年2月17日から施行し、令和3年11月1日から適用する。」という規定をいたします。

7ページにまたがりまして「この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。」ということで、今年度に限った補助金の交付要綱を定めたものでございます。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 質問なのですが、施行日が2月17日からとなっているのですが、それ以前

に修学旅行に行ったお子さんたちもたくさんいらっしゃると思うのですが、その中にこの対象者として該当する方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課長 11月に実施いたしました有馬中学校の修学旅行で、5名不参加がございまして、補助金の交付対象になっております。

○伊藤教育長 11月まで遡って適用される。そのときに、その子たちのキャンセル料が発生したのですが、感染不安で休ませても今は出席、要するに特別休暇の扱いになるのです。それなのにキャンセル料を支払わざるを得ないというのはいかがなものかなということで、考えたものでございます。

○武井委員 では、11月1日以前の修学旅行はどうだったのですか。

○伊藤教育長 対象者はいませんでした。

○酒井委員 それで11月1日からの適用ということですね。

○伊藤教育長 はい。

○酒井委員 もう1点質問です。不参加の文言の定義のところ、2条の(2)不参加の定義が「災害等に配慮するため、保護者が児童生徒を修学旅行等に参加させないことをいう。」とあるのですが、これだと、例えば実際に感染したり、濃厚接触者になった場合というのは配慮するためには該当しないので、当たらなくなってしまうのではないのかなと少し心配なのですが、大丈夫ですか。

○教育部長 そのような場合で児童生徒が行けなかったときも、この補助金から支出するような運用を行ってまいります。

○酒井委員 では、この文言で大丈夫ということですね。

○教育部長 はい。

○酒井委員 分かりました。

○濱田委員 交付金額なのですが、5年生の野外教育活動が14,000円、小学校の修学旅行が10,000円、中学校が15,000円となっていますが、なぜ野外教育活動のほうが多いのですか。

○教育支援課長 そちらにつきましては、野外教育活動は野外教育活動推進事業費から充てるものとなっております。ここでは補助金額が、小学校5年生1人当たり14,000円の補助となっておりますので、それをこのキャンセル料に充てる形になっております。修学旅行につきましても小学6年生に対しては、修学旅行支援事業費が1人当たり10,000円の補助となっておりますので、その同額となっております。

○伊藤教育長 野外教育は全額無償なのです。子どもたちは支払わなくて済むのです。修学旅行費は30,000円程度かかっているから、保護者負担の軽減策として10,000円の補助を行っています。一方、野外教育活動に関しては、上限14,000円以内の活動なのです。

○濱田委員 その子の都合で行かなくなった場合にはキャンセル料はどうなるのですか。

○教育部長 (1)から(3)もそれぞれ参加した場合の補助金の上限金額にキャンセル料の補助金額を合わせるということです。

○酒井委員 行かなかったら補助金がもらえないから。

○教育部長 キャンセル料がこの金額を超える場合であっても、参加したときに交付している補助金額を超えるというのはなかなか考えづらいというか、そもそもキャンセル料の率は決まっていると思うのですが、この金額に大体収まるような時期には保護者の方にもご判断いただいていますし、参加した方に対して交付金の補助金額を超えることがないように同額を上限とさせていただいているという状況です。

○濱田委員 野外教育活動は個人負担があるのか、ないのか。

○伊藤教育長 個人負担はございません。

○酒井委員 公費で連れて行ってもらっているようなものですよ。

○濱田委員 それでキャンセル料が出た場合は、そもそも行ってないから、その分の金額を充てる。

○酒井委員 そうだと思います。市からいただく補助金に行くのに使うか、キャンセル料として使えるかという話かだと思います。

○伊藤教育長 確かに、野外教育活動は子どもたちの支払いはないですよ。

○酒井委員 野外教育活動も一応支払わないといけませんが、補助金の申請をすれば良い。

○教育部長 保護者の負担は生じていないのですが、補助金がなければ保護者が負担しなくてはなりません。現実としては、野外教育活動の補助金の上限額は14,000円になっていますので、保護者負担は生じないのですが、それがまるっきり行けなくなってしまった場合に保護者の負担が生じることになるのです。

○酒井委員 行かないと補助金が出ないから。

○教育部長 当日急にコロナの感染者が何人も出て、野外教育活動に行かないという判断を行った場合、バス会社や宿泊先の東山荘などにはお金を払わなくてはいけなくなる、学校に債務が生じるわけです。そうすると、その金額については本来保護者が負担しなくてはいけないものですので、行かなくなった場合には、この補助金をもって、その支払いに

充てるような形になります。

○**教育部次長** 行くことで初めてもらえる補助金なので、行かないとなると、その補助金は本来出ないのですが、保護者負担軽減のため、支払いにあてています。

○**伊藤教育長** 本来は行って、初めて無償になる、実施したことに対して支払われる事業費です。だから、実施しなかったら支払われない。ただ、そのときにバス会社等に対してキャンセル料が発生するから、キャンセル料としては保護者に負担がないようにこの中でと支払いますよという意味です。

○**濱田委員** では、この要綱がなければ野外教育活動は、キャンセルしたら、保護者はキャンセル料を払っていたと。

○**教育部長** そういう形になります。例えば当日の朝、中止せざるをえないような状況になったときに、バス代ですとか宿泊先に対してはお金を支払わなくてはいけない。そうすると、そこは保護者負担で支払わざるを得なくなってしまうので、そういった事情が生じたときにキャンセル料相当分として、上限 14,000 円で支払う、補助が出せることによって、保護者に経済的負担が生じない、又は軽減されるという形になります。

○**伊藤教育長** 何らかキャンセル料が発生するような状況で、行かないというような状況になった場合には、一義的には誰が支払うか。保護者にキャンセル料が発生するので、ある意味、保護者が支払うことになるのですが、その費用を事業費から補てんするという意味です。

○**武井委員** 参加申込みをすれば、この制度の土俵に乗るような感じですよ。参加申込みをしなければ別に関係ないですが。

○**教育部長** はい。参加しない時点でキャンセル料は発生しませんので。

○**伊藤教育長** あとは、キャンセル料が発生しない状況の中で行かないことにした場合。

○**濱田委員** 今まではそういうことはありましたか。

○**伊藤教育長** 今まではないです。

○**教育部長** 昨年度、同様のキャンセル料の補助金交付要綱を制定したのですが、それも時限で昨年度末、令和 2 年度末に補助金の交付要綱が失効してしまっていた状況となっています。新型コロナウイルスの感染状況によって、必要に応じてまた、補助金交付要綱を制定しようという市としての決定があったので、我々としては、11 月にキャンセル料が生じたということもありつつ、第 6 波の感染拡大があったので、ここでも補助金交付要綱を改めて制定しようという流れになったものです。

○酒井委員 昨年は学校が決めて、中止又は延期になったときに支給する要綱だったような覚えがあるのですが。

○教育支援課長 昨年も同様に、保護者の都合でキャンセルした場合にも支払われています。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 でも、またこれは令和4年3月31日で失効するのですよね。

○教育部長 本年度で失効します。

○伊藤教育長 また来年もこのような状況でコロナ禍が続くと、キャンセル料、行かないのにお金を払うという感覚は、保護者に見れば少し受け入れ難いことなので、また次年度もこの状況が続いたら、同様のものを考えざるを得ないのかなと思っております。

それでは、報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第4号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第6号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 資料11ページをお開きください。議案第6号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてでございます。本件につきまして議決を求めます。

提案理由ですが、小中学校の児童・生徒の指導要録の様式を変更するため、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいためでございます。

資料13ページをお開きください。1の概要です。令和3年2月19日付けで文部科学省初等中等教育局長より「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」という通知が出されております。この通知に伴いまして、指導要録の様式を変更する必要が生じたことから、規則の一部改正を行いたいものです。

2の指導要録上の取り扱いですが、感染症や災害の発生等の非常時に、臨時休業または出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、「欠席日数」として

記録しないことは従前のおりとした上で、指導要録上の取扱いが変更となりました。その変更の内容としましては、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成するという内容でございます。こちらについてはオンラインを活用した学習の指導を実施したと学校長が認める場合に記録するというものでございます。

規則の改正内容ですが、第 15 号様式と第 16 号様式の変更になります。変更内容については後ほどご説明いたします。

規則の一部改正の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日となっております。

なお、この取扱いにつきましては、令和 3 年 4 月 1 日以降実施するとされておりますが、特段の事情がある場合はこの限りでないとして、本市においては令和 4 年 4 月 1 日から施行したいものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日ご決定いただければ 4 月 1 日に施行したいものです。

資料 15 ページから海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則でございまして、第 15 条では、第 15 号様式の 4 を第 15 号様式の 5 とし、第 15 号様式の 3 の次に次の 1 様式を加えるということで、第 15 号様式の 4 以降を繰り下げて、新たに第 15 号様式の 4 を追加するというものでございます。

資料 16 ページが新たに追加される第 15 号様式の 4 でございまして、こちらの様式が追加となっております。この様式につきましては「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」ということで「児童が登校できない理由」「オンラインを活用した特例の授業」が何日行われたのか、また、実施方法はどのような形であったのか、その他の学習等ということで、16 ページの第 15 号様式の 4 が新たに追加されております。

続いて、17 ページ、第 16 号様式の 4 を第 16 号様式の 5 とし、第 16 号様式の 3 の次に次の 1 様式を加えるというところでございます。先ほどの 16 ページが小学校用の指導要録の様式でありまして、18 ページをご覧ください。18 ページも先ほどと同様の内容でして、こちらが中学校用の様式となっております。第 1 学年から第 3 学年で、記載の内容については先ほどの第 15 号様式の 4 と同様でございます。

19 ページをご覧ください。附則といたしまして「この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。」ものでございます。

21 ページから、新旧対照表を記載させていただいております。22 ページと 23 ページを

ご覧いただきたいのですが、22 ページで新たな様式の第 15 号様式の 4 を記載させていただいています。この第 15 号様式の 4 が新たに加わることによりまして、従来の第 15 号様式の 4 を第 15 号様式の 5 としておりまして、1 つ繰り下がるものでございます。同様に、24 ページ、25 ページが中学校の指導要録の様式となっています。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○武井委員 新しい指導要録に記入する場合、その内容は適切に記載しなければいけないのでしょうか。適切に記載されなくてもいいのであれば、パソコンのエクセルとかでクリックすると項目が幾つか出てきて、先生方が簡単に入力できるようなフォーマットがあれば、先生の負担が楽になるのではないかなと思って見ていたのですが、そのところどのようになるのか、分かりますか。

○教育支援課長 実際の入力につきましては校務支援システムを使っておりまして、入力したものが全て紐づいて記載されるようになっておりますので、手書き等の労力は要しません。

○武井委員 なるべく先生たちの作業が少なくなるようにお願いします。

○伊藤教育長 指導要録の記入自体は、校務支援システムが入ったことによって、データ入力なので、前みたいに手書きしたりはしません。例えば、出席簿に毎日入力しているものは、それが他の様式に飛ぶようなシステムになったので、昔と比べれば本当に簡略化されています。

○武井委員 児童が登校できているのか、結構詳細に書かなければいけないのかなと思ったのですが、そこはどうなのでしょう。

○伊藤教育長 それは、「新型コロナウイルス感染による学級閉鎖のため」等と書くことになるのだと思います。

○武井委員 理由は書きますか。

○伊藤教育長 はい。ただ、同じことを何回も書かなくても済むようにはなっていると思います。1 年生のときに打ち込んだやつは、そのまま次の学年にも使えるような形で。

○武井委員 それでいけるなら良いですね。

○伊藤教育長 オンライン学習の記録を残すということで、文部科学省の通知があつて、それで要録の様式を変えるということなので、日本中、それを受けて、基本の様式は大体

同じなのです。紙で出すと大きさが違ったりしますが、日本中の学校でこの要録は大体同じようなものなので、例えば転校しても、そのまま使えるというか、差異はないのですよ。どこに行ったとしても、同じような項目で評価されたりしているので、ナショナルスタンダードというか、本当に日本の学校教育制度はすごいなと思っています。アメリカだったら州ごとに違うと思うのですが、日本は、どこの県にいても、どこの学校にいても、公立ならばほとんど同じです。でも、私立も助成金をもらっているから大体同じ、独断で変えることはしないので、同じような紙で、どこに転校しても子どもたちの記録がずっと蓄積されるというか、小学校6年間と中学校3年間の義務教育の部分は全て蓄積されるというものです。

○濱田委員 文部科学省の通知は去年の2月19日付けだったから、年度末までにこれを直すのは難しいというか、対応が大変だから、1年先延ばしして、この4月から始めるという理解でよろしいのでしょうか。それとも特段の事情がもし別にあるのであれば教えてください。

○伊藤教育長 要録のシステムをつくるのにそれなりに費用が必要ですので、予算的な部分でも準備が必要でした。要するに、今の校務支援システム自体を替えなければいけないという事情があったのです。

○濱田委員 では、それが特段の事情ということですね。そういう配慮もなく、2月にいきなり文部科学省は通知を出してくるものなのですか。

○伊藤教育長 逆に、早めに準備させるというか、すぐにやれとは言わないから、1年かけて準備して、最低限その次の年度当初から確実に実施してね、と言うために、前の年度の終わり頃に出してくるのですよ。1年間の猶予を与えて。ただ、よくあるのは、早めに進められるところは早めに進めて良いですよ、というやり方なのです。

○濱田委員 いつもそうなのですね。

○伊藤教育長 はい。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 あえて早めに出して、準備させる。予算が伴うものもありますので、紙ベースで新しい様式を自分たちで印刷して、手で書くのならすぐに対応できるかもしれませんが、現状では、海老名市内の学校19校統一して対応するのは、システム改修とか、それなりの準備が必要だということです。

○濱田委員 分かりました。

○酒井委員 これは期限とかは特にないので、ずっとこの要録の形式が使われるのかなと思うのですが、特に今は「災害の発生等の非常時に、」と強調して書かれていて、長い目で見ると、学校に行って、授業に参加することがなかなか難しいとか、そういうお子さんたちのことも要録に記録としてきちんと残るようにという意図なのかなと思っているので、この形式があることで、どのようにオンラインでの授業を進めていくのかとか、どのように義務教育課程を確実に履修してもらっていくのかななどを、さらに、これから頑張って研究していかないといけないだろうなと思います。よろしくお願いします。

○教育支援課長 ありがとうございます。実際これは、出席停止の期間に授業、学びの保障をしたものを記録するものです。従来ですと、出席停止なので出席日数から外れてしまう部分を、実際はオンライン、学びの保障をやりました、ということをしっかり記録に残してくださいね、という意図があるものですので、今後しっかりそこは記録していくようにしていきたいと思っています。

○伊藤教育長 出席停止の扱いを変えるわけではなく、その間もこの子はこういう形で履修しましたよという記録を残していくということです。この間、何も検討していないわけではなくて、オンラインできちんと、教科の学習は進めましたということを記録に残す。その先のことになる、例えばハイブリッド型の授業になったら、学校に行かないという選択をした子どもも、これからはこういう学習を何日間履修したということを記録に残す。今だったら、学校に行かないという選択をしたら、何も残らないことになると思います。その良し悪しは別として、これからはそういう選択も可能な学校になっていくのだろうなと考えています。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、このような形で指導要録、子どもたちの学習や生活の記録についての様式が変わって、オンラインの学習の状況が新たに加えられて、記録されるという意味での様式の変更の規則改正ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第6号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第7号、第四次海老名市子ども読書活動推進計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料27ページをお開きください。議案第7号、第四次海老名市子ども読書活動推進計画についてでございます。本件につきまして議決を求めるものです。

提案理由ですが、第三次海老名市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了することから、取組を継続するため、第四次計画を策定したいためでございます。

資料29ページをご覧ください。1の概要です。本年3月31日で第三次海老名市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了いたします。この取組につきましては継続することといたしまして、3点の考え方に基づいて、第四次海老名市子ども読書活動推進計画を策定したいものでございます。

基本的な考え方についてはこちらに記載の3点で、1点目が、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備を行う。2点目が、子どもが多様な想像力を培うため、自ら考え、課題を発見し、判断し、行動する力を身につけることができる環境を整備する。3点目が、子どもの発達段階に合わせた読書活動を推進するというものでございます。

3の策定内容については後ほどご説明申し上げます。

4の計画期間ですが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたしたいものでございます。

経過及び今後のスケジュールですが、本年2月1日に校長会で提案いたしまして、2月15日に図書館運営協議会の機能を兼ねております社会教育委員会議にて内容の協議を行ったところでございます。本日定例教育委員会でご決定いただければ、3月中旬以降は以下に記載したスケジュールで進めてまいります。

それでは、3の策定内容につきまして、教育支援課長からご説明申し上げます。

○教育支援課長 それでは、策定内容について別冊の推進計画にて詳細のご説明をいたします。

読書活動につきましては、平成19年に改正されました学校教育法により、読書に親しませ、生活に必要なポイントを正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことを目標に規定されております。また、かながわ読書のススメとして、県においても子ども読書活動

推進計画が策定されております。このことを踏まえまして、市における読書活動推進計画については、平成 19 年 3 月に第一次の計画が策定されました。その後、子どもを取り巻く図書環境や国の関連法の整備、また、教育施策等を踏まえまして、当推進計画を 5 年ごとに作成しております。

それでは、別冊の 1 ページ目をご覧ください。1、「子どもの読書活動を取り巻く情勢変化」といたしまして、3 点挙げています。1 つ目、SNS 等、情報通信手段が多様化したことで、読書環境に影響を与えていること、2 つ目、電子図書が普及しつつあること、そして 3 つ目、大人の不読率が増加していることを挙げております。

続きまして、2 ページをご覧ください。第三次推進計画までの成果として、11 件挙げております。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

めぐりまして、3 ページをご覧ください。あわせまして、課題として 4 件挙げております。これらの情勢変化、成果と課題を踏まえ、第四次読書活動推進計画を策定することといたしました。

3 ページ、中段をご覧ください。策定に当たり、基本的な考え方を記載しております。その考え方を踏まえまして、今回、キャッチフレーズを設けました。キャッチフレーズは、「みつけた！ to mo bon」とし、当推進計画を進めてまいりたいと考えております。そのキャッチフレーズの詳しい説明は 3 ページの下段に書かれております。

4 ページ目をご覧ください。当推進計画の位置づけ、計画の期間、基本目標を示しております。

中ほどの第 3 章からは、子どもの読書活動推進のための具体策を示しております。そのために、1 として、読書に親しむ環境づくりを、7 ページからは、2 として読書に親しむ機会づくり、それぞれ市立図書館、学校・学校図書館、家庭・地域に分けてお示ししております。この具体策の中で、今回の推進計画で新たに取り入れた方向性の 1 つとして、ICT を活用する環境整備がございます。5 ページ目、中段をご覧ください。(2) 学校・学校図書館の前の行「すべての人にとって使いやすい図書館を目指し、電子図書館を導入します」とあります。また、隣のページの中段をご覧ください。(3) 家庭・地域の前の行「1 人 1 台端末を活用した読書活動を推進します」とあります。これは、次年度から市立図書館に電子図書を導入し、小中学校児童生徒に市から貸与している 1 人 1 台端末で、その電子図書が閲覧できるような環境を整理していく計画であることを示しております。

7 ページは、先ほど言いましたように読書に親しむ機会づくりの内容が書かれています。

9 ページ目をご覧ください。下段です。ここからは、環境づくり、機会づくりのほか、3として体制づくり・関係機関との連携。また、10 ページ、中段、4として読書に親しむ情報の発信・啓発を挙げております。

さらにめぐりまして、11 ページから 13 ページは推進事業一覧をお示ししております。また、さらにその後ろ、資料として、これまでの第三次計画までの取組の実施状況を掲載しております。

以上、第四次海老名市子ども読書活動推進計画の具体的内容を、冊子を基にご説明いたしました。教育委員の皆様にはよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたが、皆さんから、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

5年ごとなのですね。

○教育支援課長 5年ごとです。

○酒井委員 子どもたちが本を読むような取組をずっとされてきて、平成 19 年からという、もう 14 年ぐらいやっていらっしゃるかと思うのですが、その間で学校図書館や市立図書館の改修等もあり、子どもたちが本に親しむ環境というのは年々良くなってきていると感じています。

1つ、この計画を読んで、あまり意識されていないのかなと思った部分があるのですが、学校の教室に学級文庫があるではないですか。教室の後ろに何冊か本が置いてあったりするものです。あれは担任の先生が個人で買ってくださったりしている本を置いていると思うのですが、中学生とかが朝読書で読む本が見つからないときは、そこからさっと取って、読んだりする子も多いと聞くので、そこも充実させる対象として検討されてはどうかと思います。

もう1点は、英語、外国語の教育というのもすごく海老名市は力を入れてきて、ALT の派遣等にも力を入れてきたところだとは思いますが。英語の多読というのを今、できるような環境を整えていますということを学校パンフレット等でもうたっている私立学校が多いと感じますので、各学校でというのはなかなか難しいかもしれませんが、中学校で習った英語でも、読める英語の本があるということが分かるようなコーナーづくり等をしていただくと、子どもたちも言語に対する興味関心等、広がりを持てるのではないかなと思いますので、ご検討はお願いできますか。

○教育支援課長 ありがとうございます。この計画を基に今後進めていくのですが、担当

者会議や図書館支援員会議等でこのことは情報提供して、進めてまいりたいと思います。実際、学級文庫につきましては、中学校では、先生が読んでほしい本を用意しているところが多かかと思ひます。それ以外にも、例えば寄贈本とか廃棄になる本の中からとつておいて、学級文庫にするとか、そんな工夫もされているところだす。その充実につきましては情報提供してまいりたいと思ひます。

また、外国語の本につきましては、中学校ではそれなりに学校図書館に導入されていて、例えば子どもたちがよく知つている漫画の英語版になつたものとか、絵本などが学校図書館に入つておりますので、そのあたりをうまく紹介できるように、これは図書館支援員を通して可能かと思ひますので、ぜひ実施してみたいと思ひています。

○酒井委員 漫画でも、物によっては難しい単語が入つていたりするので、英語で読んで、しっかり分かるというのを目標にするんだつたら、漫画と絵本も悪くはないのですが、英語初級者用の中央図書館に配架してあるような簡単な英語の本。薄くて、すぐ1冊、読み終わるようなオックスフォード・リーディング・ツリーとか、そういうシリーズ物を少し置いてみるのも検討していただければなと思ひます。結構難しいですね。

○教育支援課長 次年度の図書購入予算の参考にぜひさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○武井委員 今年度の新しい事業として電子図書館を導入するとおっしゃつていましたが、いろいろな事業の中で、継続とか、実施とか、廃止とか、項目がたくさんある中で、新規という部分があまりないのが残念かなと思つたので、例えば民間企業や民間団体からこういうものにご協力したいという申出があつたとき、それは可能かどうかというのをお伺ひしたいのですが。

○伊藤教育長 まず、学び支援課長、図書館の担当として、電子図書の導入について説明してもらえますか。

○学び支援課長 電子図書の導入について簡単にご説明させていただきます。令和4年度、海老名市では電子図書を採用しようということで計画しております。近隣の市町村でも既に電子図書を導入しております。ただ、海老名市の特徴としては、1人1台端末が完備されましたので、今回は小中学校の児童生徒の皆さん全てにIDを付与させていただきまして、そのタブレットから中央図書館で所蔵している電子図書をつなぐことができるような形で整えていこうと思つております。そうなりますと、今出ました朝読書とか、そういうことにも活用できるのかなと思つております。内容についても、今お話しさせていただ

たように、児童生徒が使いやすいような本を中心に購入等していきたいと考えております。

○伊藤教育長 では、そういうもので企業等から連携で申出があったらどうしますかというご質問なのですが。

○学び支援課長 他市でもそのような事例がありますので、私どもの図書館も積極的に連携して、お力を活用させていただきたいなと思っております。

○濱田委員 計画の7ページに、読書に親しむ機会づくりということで、「市立図書館での本との出会い」とあります。子どもでも特に乳幼児を大正にした施策、よく広報にもいろいろな図書館の活動が出ていたりしますが、現実に絵本コーナーとか、おはなし玉手箱とか、各種図書館活動の中の乳幼児対象の活動の現況はどのようなのですか。結構長くやっていらっしゃるのかもしれませんが、有馬図書館にはキッズテントができましたし、非常に地域で喜ばれるのではないかと思うのですが、その実績というか、状況がお分かりになったら教えてください。

○学び支援課長 1つの事業の紹介としてはブックスタートという事業があります。生後4か月のお子さんの健診時に好きな本を1冊プレゼントして、読書の機会をつくっていきこうというような事業展開をしております。令和2年度になるのですが、907冊プレゼントさせていただいております。この場合だと、ご両親がお子さんに読み聞かせするようなところからスタートするのかなと思っております。お話しありましたおはなし玉手箱は、定期的に図書館に出向いていただきまして、読み聞かせのボランティアをしていただいたり、会計年度任用職員が読み聞かせということで、市内の保育園などに出向いて読み聞かせを行っておりますので、いろいろな場面で読書の環境をつくって、積極的に本と関わりを持っていただくという活動は進めております。

○伊藤教育長 おはなし会とかは、結構人は集まるのですか。

○学び支援課長 数字的には今手元にはないのですが、濱田委員がお話しされていたように広報で告知させていただいておりますので、その日時になりますと、例えば有馬図書館であれば、キッズテントとか、中央図書館4階のキッズコーナーの円形のところに集まっていたり、親子ともども読み聞かせを聞いていただけるような形にはなっております。

○濱田委員 今は、どうしてもタブレットとか、スマートフォンとかが普及してきて、乳幼児でももうスマートフォンをいじるのですよね。親がやっているのを見ているから、どうしてもそちらに子どもの頃から走ってしまっているような感じがするので、本との機会をなるべく多くしてもらいたい。本来家庭の中でそういう機会をつくっていくべきだと思

いますし、最先端の1人1台端末での電子化も必要かもしれませんが、やはり紙をめくる読書をスタートに置いていただきたいなと思いますので、これからも頑張ってやっていただきたいと思います。

○**学び支援課長** 今回電子図書館は採用させていただきますが、読書の多様化に対応するものであり、紙の本を無くしていくということではありませんので、その大切さというのを感じていただけるような図書館運営をさせていただきますと思っています。

○**濱田委員** よろしくお願ひします。

○**伊藤教育長** 今の人たちは慣れていますが、私は、電子では読めないというか、本当は読めればいいのですが、なかなか難しいのですよ。

○**武井委員** でも、文字の大きさも自由にできますよね。

○**伊藤教育長** 子どもたちは子どもたちで、またこの時代を生きるのだから、様々な使い方に慣れていくのでしょうか。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** この計画自体は、校長会で校長先生方に、また、社会教育委員会議も図書館運営協議会の機能がありますので、そこでもご意見をいただいて決定されたものでございます。それはご了承ください。

○**教育支援課長** 1点、キャッチフレーズにつきまして、この先、図書館や学校でこの言葉を普及させ「本を友として(友本) 本と共に(共本) 人生をより豊かに」という願いが込められていますので、このキャッチフレーズを掲げて、事業を進めてまいりたいと考えております。

○**伊藤教育長** それでは、議案第7号、第四次海老名市子ども読書活動推進計画について採決いたします。議案第7号についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第7号を原案のとおり可決いたします。

---

○**伊藤教育長** 続きまして、日程第4、議案第8号から日程第6、議案第10号までは人事に関する案件となりますので、海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第1号の規定により、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第4から日程第6までの会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第6までを非公開といたします。

つきましては、傍聴人の方は退室をお願いします。

(非公開事件開始)

---

(非公開事件終了)

---

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。